

1 市民税・県民税の申告と所得税の確定申告について

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)

市役所では、申告書等の作成を職員が支援する申告相談会を開催します。ご自分で申告書の作成が困難な方は、1~4ページの開催会場および日程等をご確認のうえ、都合の良い日にいずれかの会場へお出かけください。

1 市民税・県民税申告相談会日程

(1) 開催日程一覧

	中央	平田	斐川	大社・河南	
2/16(月)	○	○*		○	多伎(会場)
17(火)	○		○	○	
18(水)	○	○*		△	
19(木)	○		○	○	
20(金)	○	○*		○	湖陵(会場)
24(火)	○	○*		○	
25(水)	○		○	△	
26(木)	○	○*		○	
27(金)	○		○	○	
3/2(月)	○	○*		○	大社(会場)
3(火)	○		○	○	
4(水)	○	○*		○	
5(木)	○		○	△	
6(金)	○	○*	○		
9(月)	○	○*		○	佐田(会場)
10(火)	○		○	○	
11(水)	○	○*		○	
12(木)	○		○	△	
13(金)	○	○*	△		
16(月)	○	△			16(月)

*印は、混雑の緩和を図るため、対象地区等を設定しています。詳しくは3ページでご確認ください。

△印の日は12時で終了します。

2 各会場の詳細日程および注意事項

(1) 全会場共通注意事項

☆各会場の初日や週明け、期間終了間際は、混雑が予想されます。

- 入場整理券方式で受け付けます。
 - ・各会場で申告相談予定時間を記載した入場整理券をお渡しします。
 - ・当日用意した入場整理券がなくなり次第、時間内であっても受付を終了します。
 - ※ご自分で作成した申告書の提出のみの方は、入場整理券を受け取らず、各会場備付の『提出箱』へ投函してください。なお、申告書・添付資料の控えが必要な方は、事前にご自分でコピーしたうえで、提出してください。
 - 会場で作成した申告書は、ご自分で確認していただき、納得されたうえで提出していただきます。
-
- ・朝早く来て会場の外で並ぶことは控えてください。
 - ・来場は最小限の人数とし、発熱や咳、のどの痛みなど体調が悪い場合は、来場を見合させてください。
 - ・期間中、市役所本庁2階市民税課および各行政センターの窓口では、相談受付や内容確認は行いません。
 - ・災害などの理由により、申告相談を中止する場合があります。

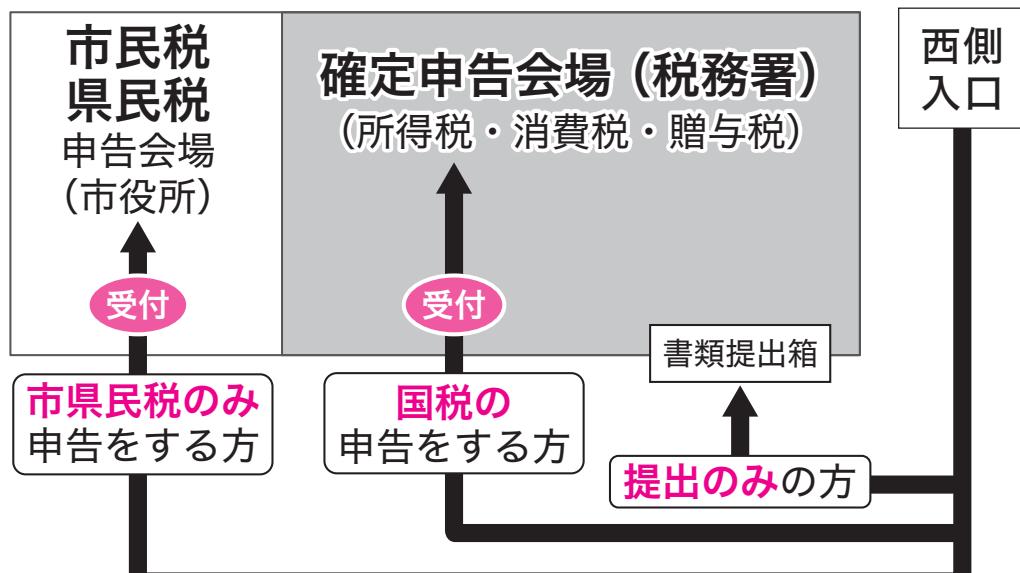
(2) 中央会場日程

- 『市民税・県民税申告会場（市役所運営）』と『確定申告会場（税務署運営）』に分かれています。

- 入場整理券も別のものになりますのでご注意ください。

※所得税の確定申告（税務署運営）については、8ページと9ページをご覧ください。

場 所	対象地区	日 程	申告相談時間等
出雲市役所 本庁1階 くにびき大ホール	市内全地区	2月16日（月）から 3月16日（月）まで ※土曜日、日曜日、祝日 を除く	<u>受付：8時30分から</u> ※入場整理券がなくなり次第、受付を 終了します。 <u>相談時間：9時～16時</u>



（3）各地域会場の注意事項

地域会場では、次に該当する所得税の申告は受付できません。

- ・青色申告
 - ・退職所得の申告
 - ・準確定申告
 - ・相続年金による雑所得
 - ・令和6年分以前の申告
 - ・初年度の住宅借入金等特別控除
 - ・連帯債務のある住宅借入金等特別控除
 - ・上場株式の売却などの譲渡所得
 - ・土地・家屋の売却などの譲渡所得
 - ・給与所得者の特定支出控除
 - ・非居住者（国外居住者）を扶養につける確定申告

（4）地域会場日程

【平田会場】※(注) 昨年までとは会場が変更になっていますので、ご注意ください。

(注) 最終日の相談時間は、12時で終了します。

【佐田会場】

場所	対象地区	日程	申告相談時間等
佐田行政センター 3階 会議室	佐田全域 ※地区指定はありません。 都合の良い日にお出かけ ください。	3月9日(月) 3月10日(火) 3月11日(水) 3月12日(木) 午前(注)	<u>受付：8時15分から</u> ※入場整理券がなくなり次第、 受付を終了します。 <u>相談時間：9時～12時</u> <u>13時～16時</u>

(注) 最終日の相談時間は、12時で終了します。

【多伎会場】

場 所	対象地区	日 程	申告相談時間等
多伎行政センター 2階 講習室	多伎全域 ※地区指定はありません。 都合の良い日にお出かけ ください。	2月16日(月)	<u>受付：8時15分から</u>
		2月17日(火)	※入場整理券がなくなり次第、 受付を終了します。
		2月18日(水) 午前(注)	<u>相談時間：9時～12時</u> <u>13時～16時</u>

(注) 最終日の相談時間は、12時で終了します。

【湖陵会場】

場 所	対象地区	日 程	申告相談時間等
湖陵コミュニティセンター 1階 集会室	湖陵全域 ※地区指定はありません。 都合の良い日にお出かけ ください。	2月19日(木)	<u>受付：8時15分から</u>
		2月20日(金)	※入場整理券がなくなり次第、 受付を終了します。
		2月24日(火)	<u>相談時間：9時～12時</u>
		2月25日(水) 午前(注)	<u>13時～16時</u>

(注) 最終日の相談時間は、12時で終了します。

【大社会場】

場 所	対象地区	日 程	申告相談時間等
大社行政センター 2階 大会議室	大社全域 ※地区指定はありません。 都合の良い日にお出かけ ください。	2月26日(木)	<u>受付：8時15分から</u>
		2月27日(金)	※入場整理券がなくなり次第、 受付を終了します。
		3月 2 日(月)	<u>相談時間：9時～12時</u>
		3月 3 日(火)	<u>13時～16時</u>
		3月 4 日(水)	
		3月 5 日(木) 午前(注)	

(注) 最終日の相談時間は、12時で終了します。

【斐川会場】

場 所	対象地区	日 程	申告相談時間等
斐川文化会館 2階 研修室	斐川全域 ※地区指定はありません。 都合の良い日にお出かけ ください。	2月17日(火)	<u>受付：8時15分から</u>
		2月19日(木)	※入場整理券がなくなり次第、 受付を終了します。
		2月25日(水)	<u>相談時間：9時～12時</u>
		2月27日(金)	<u>13時～16時</u>
		3月 3 日(火)	
		3月 5 日(木)	
		3月 6 日(金)	
		3月10日(火)	
		3月12日(木)	
		3月13日(金) 午前(注)	

(注) 最終日の相談時間は、12時で終了します。

3 市民税・県民税の申告

問合せ先：市民税課 21-6770・21-6714・21-6898

市民税・県民税の申告が必要かどうかは、以下のフローチャートを参考にご確認ください。

(1) 市民税・県民税申告の必要な方のフローチャート

スタート 次の①から⑧のいずれかにあてはまりますか？

【所得税の確定申告が必要な方】

- ①自営業者等で令和7年中の所得の合計額が控除の合計額を超える方
- ②公的年金の収入金額が400万円を超える方
- ③公的年金の収入金額が400万円以下であり、公的年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ④年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得金額が20万円を超える方
- ⑤給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑥源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになつて還付申告をする方
- ⑦扶養控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除などを追加して、所得税の還付申告をする方
- ⑧給与収入金額が2,000万円を超える方

いいえ

はい

所得税の確定申告は必要ですが、**市民税・県民税申告は不要です。**

所得税の確定申告を行うと市民税・県民税申告も行ったことになります。

令和8年1月1日現在、出雲市に住んでいましたか？

いいえ

はい

出雲市への市民税・県民税の申告は不要です。
令和8年1月1日に住所のあった市区町村へご相談ください。

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに収入がありましたか？

いいえ

はい

市民税・県民税の申告は原則不要ですが、申告が必要となる場合があります。

- ・所得証明書、課税証明書が必要な場合
- ・福祉サービスを受ける場合
- ・国民健康保険料等の算定に必要な場合

収入は障がい年金・遺族年金・雇用保険金のみでしたか？

いいえ

いいえ

はい

給与・公的年金以外の所得（営業・農業・不動産・譲渡所得等）がありましたか？

(注) 個人年金や一時金、収用等による所得は申告が必要です。

いいえ

はい

社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除等の追加、訂正をされますか？

はい

いいえ

市民税・県民税の申告が必要です ※注

市民税・県民税の申告は不要です

※注 ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が、所得税の確定申告または市民税・県民税の申告をされると、特例制度の申請が無効となります。申告される場合は、申請されたふるさと納税も併せて申告してください。

(2) 市民税・県民税の申告が必要ない方でも、下記保険料等の算定のために申告が必要な場合があります。詳しくは事前に担当課へ申告の要否についてお尋ねください。

保険料・手当など	担当課	電話
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料	保険年金課	21-6984
介護保険料、介護サービス関係など	高齢者福祉課	21-6212
児童手当	子ども政策課	21-6963
児童扶養手当		21-6218
保育料	保育幼稚園課	21-6964
自立支援医療費	福祉推進課	21-6959
障がい福祉サービス関係など		21-6961

(3) 市民税・県民税の申告相談に必要なもの

① 個人番号の確認書類および本人確認書類

マイナンバーカード (個人番号カード) を お持ちの方	マイナンバーカード (写しの場合は、表裏両面の写しが必要です。)
マイナンバーカードを お持ちでない方 ・右の2点が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 通知カード（氏名・住所が住民票と一致している場合のみ使用可） または個人番号が記載された住民票の写し 本人確認書類 (運転免許証、パスポート、障がい者手帳、公的医療保険の資格確認書など)

② 令和7年中の収入や必要経費などがわかるもの

【該当年：令和7年分】

・給与所得の源泉徴収票

源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書
など

・公的年金等の源泉徴収票

複数枚ある方は全て

(注) 障がい年金や遺族年金は課税対象になりませんので、源泉徴収票は送付されません。

・事業所得、不動産所得の収支内訳書

収支内訳書を作成されていない場合は受付できません。

必ず事前に作成のうえお持ちください。

・個人年金や生命保険等の一時金などがある場合は、受取金額や掛金などが記載された書類

・その他、所得金額の計算に必要な収入金額や必要経費などが分かる書類

公的年金等の源泉徴収票（見本）

収支内訳書（見本）

③ 各種控除に必要な証明書など【令和7年中に支払ったもの】

・社会保険料控除

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、1月下旬に保険年金課が送付する「納付済額についてのお知らせはがき」をお持ちください。

・生命保険料控除・地震保険料控除

保険会社等が発行する「控除証明書」

・障がい者控除

身体障がい者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書など

• 医療費控除

自分で作成した「医療費控除の明細書」(領収書の添付は不要です。)

- 1 医療費控除の明細書を作成されていない場合は受付できません。
 - 2 医療保険者が発行する医療費通知を使って医療費控除の明細書を集計した場合は、当該医療費通知も必要です。
 - 3 医療費の給付金等（高額療養費等）で補てんした場合は、給付金額の確認ができる書類も必要です。

④ 市民税・県民税申告書用紙（事前に届いている方）

前年中に申告書を提出された方に送付しています。

⑤ 前年度の申告書控えなどの書類一式

(相談時間の短縮につながります。)

パソコンやスマートフォンで
市民税・県民税の「申告書作成」や「電子申告」ができます。

申告書作成（郵送等で提出が必要です）

- ・インターネット上の『住民税試算システム』に、必要情報を入力することにより、申告書を作成することができます。
 - ・作成した申告書を印刷し、内容を確認のうえ必要書類（源泉徴収票など）を添付して、郵送または各会場備付の『提出箱』へ投函してください。
 - ・申告書等の控えが必要な方は、事前にご自分でコピーをしたうえで、提出してください。
 - ・申告書には必ず日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。

【提出先】〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所市民税課
※下記電子申告とは連動していません。



出雲市 申告書 検索

電子申告（申告書の郵送は不要です）

- ・令和8年度分（令和7年分の収入・控除）から、マイナンバーカードを利用した電子申告が可能となりました。
 - ・入力画面に必要情報を入力し、必要書類をデータ添付することで、申告書の作成から提出までできます。



出雲市 電子申告 検索

4 所得税の確定申告

申告会場は大変混み合います。会場での待ち時間を無くしたいという方は、国税庁のホームページから所得税の確定申告書の作成ができますので、**ご自宅からの電子申告（e-Tax）をお勧めします。**

☆所得税 → 「国税庁ホームページ 確定申告書等作成コーナー」

★確定申告書等作成コーナー利用のメリット★

- ① 申告会場に行く手間なし!!
- ② 24時間いつでも利用可能!! (隨時データ保存可能)
- ③ 自動で税額等を計算するので計算誤りなし!!



確定申告

★スマートフォンからのe-Tax【電子申告】がより便利です★

マイナンバーカードによりマイナポータル連携を行うと、確定申告書の該当項目へ自動入力され、簡単便利に確定申告書が作成できます。

マイナポータル連携



マイナポータル連携の対象

- ・公的年金等の源泉徴収票
 - ・医療費控除
 - ・株式の特定口座年間取引報告書
 - ・ふるさと納税
 - 他
- 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

★e-Tax【電子申告】に必要なもの（パソコン・スマートフォン共通）★

- ① マイナンバーカード方式による申告

(ア) マイナンバーカード

利用者証明書用電子証明書（パスワード：数字4桁）

署名用電子証明書（パスワード：英数字6文字以上16文字以下）

※パスワードを失念またはロックした場合、再設定が必要ですので事前に準備をお願いします。

※電子証明書の有効期限切れの場合、更新手続が必要ですので事前に準備をお願いします。

【有効期限】発効日から5回目の誕生日まで

(イ) マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン

※マイナンバーカードには個人認証の手続きが必要です。

※パソコンで申告書を作成される方も、スマホのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示されたQRコードを読み取れば、e-Taxによる申告ができます。

- ② ID・パスワード方式による申告

(ア) ID

(イ) パスワード

※IDとパスワードの新規発行は行っていません。既にお持ちの方は引き続き利用できます。

（ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。）

★書面による提出の場合★

マイナンバーカードやICカードドリーダライタ等をお持ちでない方も、パソコンやスマートフォンで作成した申告書を印刷し、郵送等で提出することもできます。

パソコンやスマートフォンをお持ちでない方も、コンビニエンスストアで申告書・収支内訳書・青色申告決算書等の用紙を印刷し、手書きで必要事項を記載の上、郵送等で提出することもできます。

※別途印刷費用が必要です（白黒20円／ページ、カラー60円／ページ）

郵送で申告書を提出する場合は、以下の宛先に送付してください。

〒693-8689 出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎
広島国税局業務センター出雲分室

コンビニでの用紙取得

マルチコピー機で申告書等の用紙が取得できます！



(1) 所得税の確定申告会場（税務署運営）

場 所	日 程	受付時間
出雲市役所本庁 1 階 くにびき大ホール	2月16日（月）～3月16日（月） ※土・日曜日、祝日を除く	8時30分～16時 ※入場整理券がなくなり次第、受付を終了します。

- 相談は9時から行います。
- 所得税の確定申告会場（税務署運営）の入場整理券は、LINEアプリにより2週間前（14日前）から2営業日前までオンラインで事前予約が可能です。（国税庁LINE公式アカウントの友だち追加が必要です。）
- 税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、令和7年1月からの申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っていません。書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。
- 相談時間中は、申告書が投函できる『書類提出箱』も設置されます。
※上記受付時間外や税務署閉庁日は、郵送、電子申告または出雲税務署時間外受取箱（出雲地方合同庁舎1階（塩冶善行町））への投函により提出できます。

国税庁LINE



公式アカウントに友だち追加すると、

- ・確定申告書の作成（スマホによる確定申告）
- ・確定申告相談の申込（スマホによる入場整理券のオンラインでの事前予約）
- ・チャットボットに相談
- ・電話で相談
- などができます。

(2) 所得税の確定申告書を作成するうえでの注意事項

- 第二表の「住民税に関する事項」欄は、住民税の算定に必要な内容です。記入がない場合は、市民税・県民税額の課税計算に適用されませんのでご注意ください。
 - ・配当や株式譲渡所得のある方
 - ・給与、公的年金以外の所得に係る市民税県民税の徴収方法を選択する方
 - ・ふるさと納税の寄附をした方
 - ・退職所得のある配偶者・親族がある方
- 16歳未満の親族を扶養にとられる方は、第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄に忘れずに記入してください。

(3) 地域相談会場での申告（市役所運営）

- 市役所職員が行う地域相談会場での申告相談は、市民税・県民税申告を主としています。
- 地域相談会場で受付ける所得税申告は、給与・年金所得のみの申告など簡易な申告が中心となります。申告された内容について、不備があった場合には、後日、税務署から連絡があります。
- 下記の申告に該当する方は、中央会場（確定申告会場）を利用いただきか、税理士へご相談ください。

◎ 地域相談会場で受付けることができない所得税の申告

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・青色申告 | ・連帯債務のある住宅借入金等特別控除 |
| ・退職所得の申告 | ・上場株式の売却などの譲渡所得 |
| ・準確定申告 | ・土地・家屋の売却などの譲渡所得 |
| ・相続年金による雑所得 | ・給与所得者の特定支出控除 |
| ・令和6年分以前の申告 | ・非居住者（国外居住者）を扶養につける確定申告 |
| ・初年度の住宅借入金等特別控除 | |

(4) お問合せ先

出雲税務署 ☎ 21-0440（代表）

※確定申告に関する一般的な相談は、「確定申告テレフォンセンター」へお願いします。

（自動音声が流れますので「0」を入力してください。）

2 軽自動車税についてのお知らせ

問合せ先：市民税課法人・諸税係 21-6703

1 車検時の納税証明書提示の省略化について

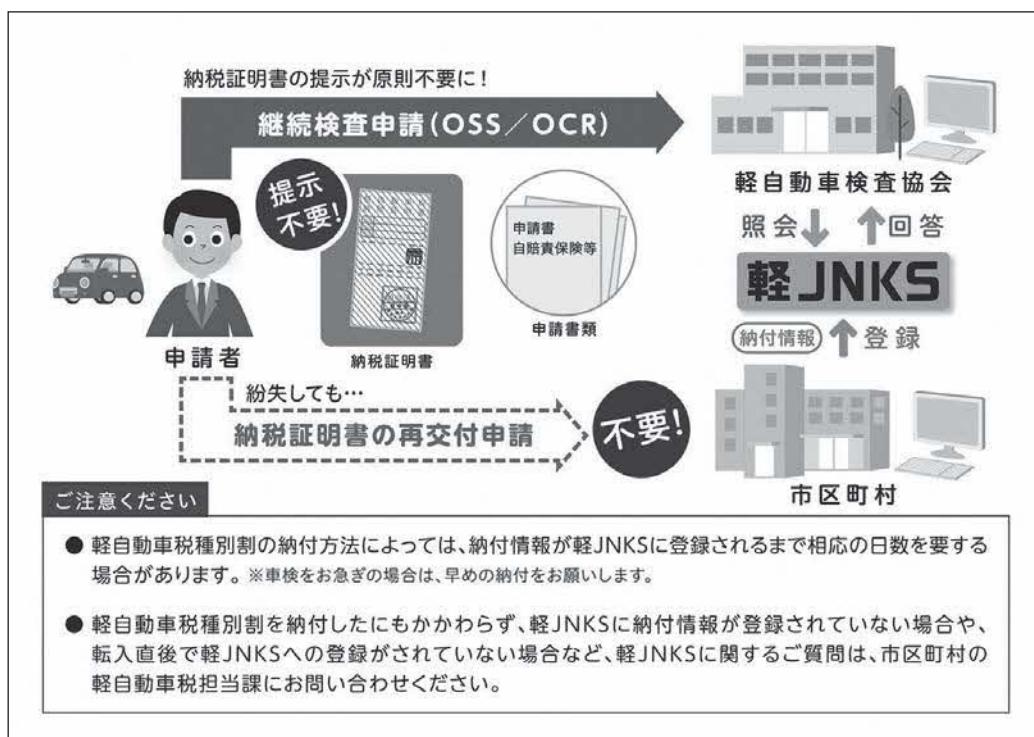
令和5年1月から、「軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）」の運用が開始されたことにより、軽自動車の車検を受ける際に必要な軽自動車検査協会窓口での「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」の提示が原則不要になりました。

また、令和7年4月から、二輪の小型自動車についても同様に運用が開始され、「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」の提示が原則不要になりました。



※次のような場合には、軽JNKSによる納付確認ができないため、従来どおり「市役所窓口で発行する紙の納税証明書（継続検査用）」または「納税通知書に付属する納税証明書（金融機関・コンビニで納付した場合）」が必要となることがあります。

- 軽自動車税（種別割）を納付した直後のため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- 対象車両に過去の軽自動車税（種別割）の未納がある場合（旧所有者の未納を含む）
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市区町村へ引っ越した直後の場合



2 軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）ハガキの送付廃止について

軽JNKSの運用開始に伴い、軽自動車税（種別割）を口座振替またはスマホ決済アプリで納付いただいた方を対象に送付していた「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」ハガキについては、令和5年度以降送付を廃止しております。

また、二輪の小型自動車の「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」ハガキについても、令和8年度以降送付を廃止しますので、ご了承ください。

3 車両の登録・廃車等の手続き先について

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）時点の原動機付自転車、軽二輪、三輪・四輪の軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課税されます。

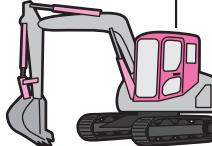
年度途中で廃車、名義変更等の手続きをされた場合でも還付はありません。

・原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車	出雲市役所 市民税課 または 各行政センター 市民サービス課 TEL：0853-21-6703	 
・二輪の軽自動車（125cc超） ・二輪の小型自動車（250cc超）	  島根運輸支局 (松江市馬潟町43-3) TEL：050-5540-2071	
・三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 島根事務所 (松江市馬潟町68-1) TEL：050-3816-3083	 

4 小型特殊自動車のナンバー取得について

小型特殊自動車を所有している場合は、公道走行の有無・使用の有無に関わらず、軽自動車税（種別割）の申告をしてナンバープレートの交付を受ける必要があります。申告手続きの詳細については、市民税課へお問い合わせください。



区分	小型特殊自動車（農耕作業用）	小型特殊自動車（その他のもの）
大きさ	制限なし	長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種類	農耕トラクタ、 農業用薬剤散布車、 刈取脱穀作業車（コンバイン）、 乗用田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 など 	ショベルローダ（ミニバックホウなど）、 タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、 ロードスタビライザ、スクレーパ、 ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、 タイヤドーザ、モータスイーパ、 ダンパ、ホイールハンマ、 ホイールブレーカ、フォークリフト、 フォークローダ、ホイールクレーン、 ストラドルキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 など 
年税額	2,400円	5,900円

※農耕作業用：最高速度が35km/h以上の場合には、大型特殊自動車となります。

※その他のもの：大きさ（長さ・幅・高さ）、最高速度の要件を一つでも超える場合は、大型特殊自動車となります。

3 資産税課からのお知らせ

問合せ先：管理係 21-6351、土地係 21-6667、家屋係 21-6820、償却資産係 21-6219

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有または使用している方が、その固定資産の価格を基に算定された税額を納める税金です。

納税者のみなさまには、「固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書」を**4月中旬に、お届けする予定**です。資産の内容、納税額、納付方法等をご確認いただき、期限内の納付をお願いします。

なお、4月24日（金）までに届かない場合は、管理係までお問い合わせください。

※納税通知書兼課税明細書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

固定資産税・都市計画税の口座振替

口座がある金融機関の窓口で、**2月10日（火）までに口座振替の手続きをされると**、年度当初にお送りする納税通知書には**口座振替と表記され、第1期の納期限日から口座振替を行います。**

この日以降に手続きをされた方については、**4月10日（金）までであれば口座振替となります**が、納税通知書には**納付書を同封**しています。お手数ですが、納付書は破棄願います。

※既に口座振替手続きをされている方は、再度の手続きは不要です。

口座振替の手続き完了日	令和8年度 第1期納期限（6／1）の納付方法	
	口座振替の可否	納付書送付の有無
～2月10日	口座振替での納付	送付なし
2月11日 ～4月10日	口座振替での納付	納付書を同封しています。 ※納付書は破棄してください。
4月11日 ～6月1日	口座振替での納付は不可 ※第2期から口座振替開始	納付書を同封しています。納付書での納付をお願いします。

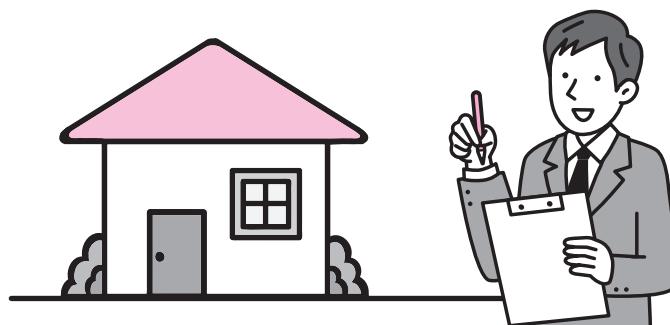
※口座振替の手続きについては、16ページをご覧ください。

※口座振替を利用されている方で、口座名義人が死亡されたときや所有者・持ち分等の登記に変更があったときなどは、口座振替の手続きが新たに必要な場合がありますので、ご注意ください。

実地調査の実施と過年度分の課税

固定資産税の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定により固定資産評価補助員（資産税課職員）が実地調査を行っていますので、ご協力をお願いします。

実地調査等に伴い、本来の課税がされていないことが判明した場合は、資産の異動時期により過年度（最長5年度分）に遡って課税を行うことがあります。



償却資産の申告

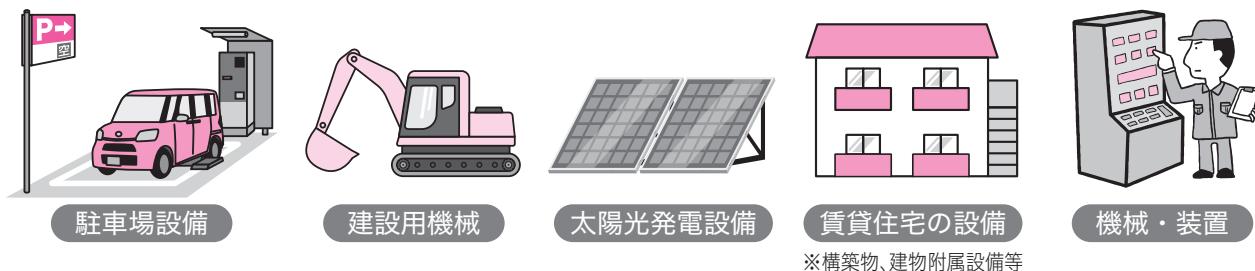
1月は、固定資産税の償却資産の申告時期です。(地方税法第383条)

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場、アパートなどを貸し付けている方が所有している、事業の用に供することができる構築物・機械・工具・器具・備品等の資産で、土地・家屋以外のものをいいます。

① 申告対象者 令和8年1月1日現在、市内に事業用資産を持つ法人または個人の方
※法人税申告や所得税の確定申告とは別に、市へ償却資産の申告が必要です。

② 申告期限 令和8年2月2日(月)

③ 儻却資産の一例



詳しくは、市のホームページ「【固定資産税】償却資産の申告について」をご覧ください。

家屋の軽減措置・各種届出等

(1) 新築住宅の軽減措置(減額)

新築された住宅は、次の適用要件をすべて満たす場合、国が行う新築住宅の軽減措置(都市計画税は対象外)を受けることができます。

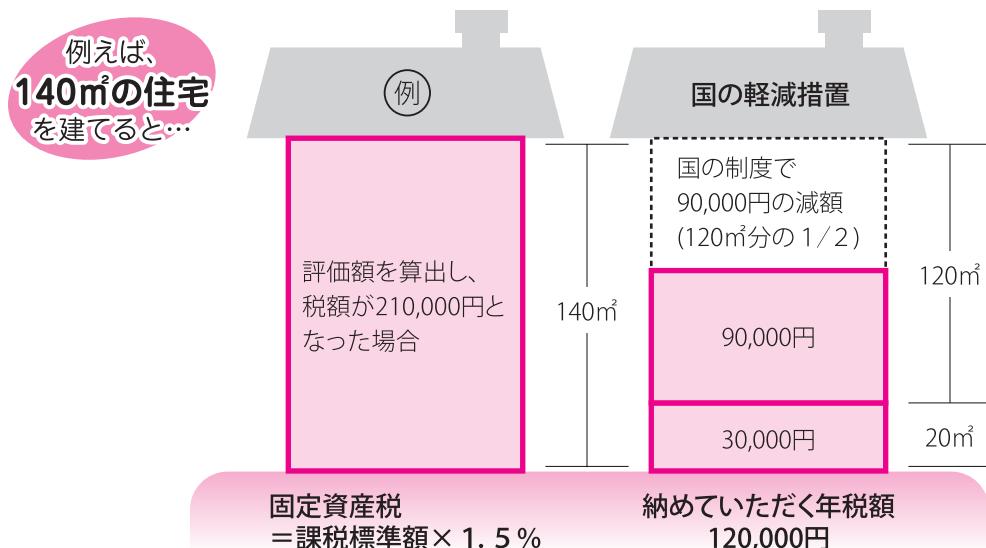
① 適用の要件

- 専用住宅または併用住宅(居住部分の割合が1/2以上)であること。
- 居住部分の床面積が50m²以上280m²以下であること。
- 新築住宅(構造上・利用上独立し、入口・トイレ・台所がある)であること。

② 適用期間 一般住宅(3年間)、長期優良住宅(5年間)

(3階建以上の中高層耐火住宅はそれぞれ2年間延長されます。)

③ 適用範囲 120m²以下の固定資産税の1/2相当額



(2) 新築・増(改)築家屋の届出

家屋を新築・増(改)築されたときは、家屋係へご連絡ください。あわせて、法務局で登記手続きもお願いします。

床面積が10m²以下の小規模な工事(倉庫、車庫等の新築)の場合でも、固定資産税の対象になることがあります。
(令和7年中に新築・増(改)築された家屋は、翌年度の令和8年度から課税されます。)

(3) 滅失家屋の届出

家屋を取壊されたときは、家屋係へご連絡ください。また、建物登記をされているものは、法務局で抹消手続きもお願いします。

届出をされないと、既に取壊されていても引き続き課税されている場合がありますので、年度当初に送付する課税明細書でご確認ください。

(令和7年中に取壊された家屋は、翌年度の令和8年度から課税されなくなります。)

(4) 未登記家屋の所有者変更の届出

登記をしていない家屋(未登記家屋)の所有者が変更になった場合は、届出が必要ですので家屋係へご連絡ください。所有者が変わっても届出をされないと、引き続き前の所有者に固定資産税を納付していただくことになります。

(令和7年中に届出をされた場合、令和8年度から所有者を変更します。)

(5) 各種住宅改修に伴う固定資産税の減額制度

令和9年3月31日までに、要件を満たした住宅改修を行った場合、申告書類の提出により固定資産税が一定期間軽減される減額制度があります。いずれも、改修工事完了後、3か月以内に申告していただく必要があります。

制度の詳しい内容や必要書類等については、家屋係へお尋ねいただくか、市のホームページをご覧ください。

	対象家屋・工事	要件	軽減面積	軽減税額
耐震改修	<ul style="list-style-type: none">昭和57年1月1日以前に建築された家屋現行の耐震基準に適合させるための工事 <p>※バリアフリー改修、省エネ改修との重複不可</p>	<ul style="list-style-type: none">1戸あたり50万円超の工事であること	上限 120m ²	工事が完了した年の翌年度 1/2 (1年間)
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none">新築後10年を経過した家屋(賃貸住宅除く)廊下の拡幅や手すりの取付等のバリアフリー改修工事 <p>※耐震改修との重複不可</p>	<ul style="list-style-type: none">改修費用の自己負担額が50万円超であること「65歳以上」、「要介護、要支援認定を受けている」、「障がい者」のいずれかに該当する方が居住していること改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であること過去に同じ軽減を受けていないこと	上限 100m ²	工事が完了した年の翌年度 1/3 (1年間)
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none">平成26年4月1日以前に建築された家屋(賃貸住宅除く)現行の省エネ基準に適合させる工事 <p>※耐震改修との重複不可</p>	<ul style="list-style-type: none">改修費用の自己負担額が60万円超であること改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であること過去に同じ軽減を受けていないこと	上限 120m ²	

※併用住宅については、居住面積が1/2以上の建物が対象になります。

土地の特例制度

住宅用地の固定資産税・都市計画税を軽減する特例制度

「住宅用地」には、固定資産税・都市計画税を軽減する特例制度が適用されます。

① 土地の課税標準額（税額を算定するための基となる額）は次のとおりとなります。

【固定資産税】200㎡以下の部分は1/6、200㎡を超える部分は1/3に軽減

【都市計画税】200㎡以下の部分は1/3、200㎡を超える部分は2/3に軽減

② 適用範囲

特例制度が適用される住宅用地は、専用住宅用地と併用住宅用地の二つに分けられます。

専用住宅用地の場合 … その土地全部

併用住宅用地の場合 … 居住部分の割合により、次表の住宅用地の率を乗じて得た面積に相当する土地

	家屋の用途・構造	居住部分の割合	住宅用地の率
ア	専用住宅	全 部	1.00
イ	ウ以外の併用住宅	1/4以上1/2未満	0.50
		1/2以上	1.00
ウ	地上5階以上の耐火構造建築物である併用住宅	1/4以上1/2未満	0.50
		1/2以上3/4未満	0.75
		3/4以上	1.00

※特例制度が適用されるのは、家屋の床面積の10倍までです。

※居住部分の割合が1/4未満の家屋の敷地については、特例制度が適用されません。

③ 特例制度を正しく適用するために、次のような場合には『住宅用地に関する申告書』を提出してください。

- ・住宅を新築または増築、建替えしたとき
- ・住宅の全部または一部を取壊したとき
- ・住宅の全部または一部の用途を変更したとき（例　住宅を店舗に変更したとき、店舗を住宅に変更したとき）
- ・住宅の敷地の範囲や用途（利用状況）を変更したとき

土地・建物の所有者が亡くなられたとき

土地や建物の所有者が亡くなられたときは、管理係へ「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の届出をしてください。また、法務局で相続登記の手続きを行ってください。

なお、亡くなられた年のうちに相続登記が完了すると、法務局から市へ通知があり、翌年度からは登記された新しい所有者が固定資産税・都市計画税の納税義務者となります。

法務局からのお知らせ

お問合せ先：松江地方法務局出雲支局 0853-21-0721

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になりました。

令和8年4月1日から住所・名前の変更登記も義務化されます。

不動産の所有者は、住所・名前の変更の日から2年以内に変更登記をすることが法律上の義務となりました。

- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家（司法書士・弁護士）への相談も、ご検討ください

※法務局では、登記手続案内として、登記申請書の作成等に必要な情報の提供を行っています。

登記手続案内は完全予約制です。事前の予約をお願いします。

4

口座振替による納付をおすすめします

こんなことがありますか？

毎回、支払いに
出かけるのは
面倒だなあ



納期限を過ぎてしまい、
滞金がかかるてしまった！
もったいない

1回の手続きで完了 便利で安心な口座振替

金融機関やコンビニに毎回出かける手間が省けて安心・便利な口座振替をご利用ください！
手続きは簡単です。

銀行印・通帳を用意して
出雲市内の金融機関へ

金融機関窓口で
「口座振替依頼書」を記入

申込完了！

ご確認ください！

金融機関での
お手続き日が…

その月の 10日まで

翌月末から
口座振替開始

その月の 11日以降

翌々月末から
口座振替開始



例) 令和8年度固定資産税第1期（6月1日）から口座振替希望の場合 → 4月10日までに手続きが必要

口座振替ができなかった場合

再振替はできません。後日、市役所から送付する「口座振替不能のお知らせ」（紫色のはがき）を使用し、
期限内にコンビニエンスストアや金融機関等で納付してください。

取扱金融機関

島根県農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行、
島根中央信用金庫、鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、
みずほ銀行、漁業協同組合JFしまね、ゆうちょ銀行（郵便局）

山陰合同銀行
鳥取銀行

口座振替Web申込できます



市税についての問合せ先（出雲市役所）

市民税課 ★市県民税

21-6770

資産税課 ★管 理

21-6351

21-6714

★土 地

21-6667

21-6898

★家 屋

21-6820

★法人市民税

21-6728

★償却資産

21-6219

★口座振替・軽自動車税

21-6703

収納課

★納付相談

21-6647